

金沢市公報

号外第 1 号の2

平成29年 (2017年) 1月20日

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 ^{発行所} 金沢 市役所

◎目次

ページ

1

1

2

●規 則

○金沢市消防団規則の一部を改正する規則

(消防総務課)

●告 示

〇平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について

(福祉総務課)

○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について

(食肉衛生検査所)

○平成22年告示第121号(金沢市における夜間 景観の形成に関する条例の規定に基づく照明 環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明 環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定 及び当該区域ごとの夜間景観形成基準につい

て)の一部改正について

(景観政策課)

○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について

(緑と花の課)

●教育委員会告示

〇昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について

(教育総務課)

2

2

○平成27年教育委員会告示第8号(地区公民館

の指定管理者の指定について)の変更について (生涯学習課)

●選挙管理委員会告示

〇昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市 選挙投票区)の一部改正について

(選挙管理委員会) 3

●公営企業管理規程

○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス 供給に関する規程の一部を改正する規程

(企業総務課) 3

2

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月20日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第1号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第三消防団の表潟津分団の項中「大河端町」を「大河端町 大河端西1丁目 大河端西2丁目」に 改める。

附則

この規則は、平成29年1月21日から施行する。

告 示

●金沢市告示第10号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成29年1月21日から効力を有するものとします。

平成29年1月20日

金沢市長 山 野 之 義

表浅野川地区の項中「大河端町」の次に「、大河端西1丁目、大河端西2丁目」を加える。

●金沢市告示第11号

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、平成29年1月21日から効力を有するものとします。

平成29年1月20日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「大河端町」を「大河端町 大河端西1丁目 大河端西2丁目」に改める。

●金沢市告示第12号

平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び 当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の 一部を次のように改正し、平成29年1月21日から効力を有するものとします。

平成29年1月20日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表2の項中「大野町3丁目」の次に「、大河端西2丁目」を、「大樋町」の次に「、大河端西1丁目」を加える。

●金沢市告示第13号

平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部を次のように改正し、平成29年1月21日から効力を有するものとします。

平成29年1月20日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

J	454	大河端西あしの	金沢市副都心北部大河端土地区画整理	
		こ公園	事業地内22街区3-1番	
	455	大河端西鷹狩り	金沢市副都心北部大河端土地区画整理	
		公園	事業地内3-1街区8-1番	

平成28年		
2月22日		
平成28年		
2月22日		ļ

を

に

Γ.			
"	454	大河端西あしの	金沢市大河端西2丁目97番
		こ公園	
	455	大河端西鷹狩り	金沢市大河端西1丁目57番
		公園	

平成29年	平成28年
1月21日	2月22日
平成29年	平成28年
1月21日	2月22日

改める。

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第 1号

昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部を次のように改正し、平成29年1月21日から効力を有するものとします。

平成29年1月20日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表浅野川小学校の項中「大河端町」の次に「、大河端西1丁目、大河端西2丁目」を加える。

●金沢市教育委員会告示第2号

平成27年教育委員会告示第8号(地区公民館の指定管理者の指定について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成29年1月20日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市浅野川公民館	所在地	金沢市大河端町西92番地1	金沢市大河端西1丁目96番地	平成29年1月21日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第1号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部を次のように改正し、平成29年1月21日から効力を有するものとします。

平成29年1月20日

金沢市選挙管理委員会

表第41投票区の項中「大河端町」の次に「、大河端西1丁目、大河端西2丁目」を加える。

公営企業管理規程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 平成29年1月20日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。 別表中「大河端町」を「大河端町 大河端西1丁目 大河端西2丁目」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。 別表第1中「大河端町」を「大河端町 大河端西1丁目 大河端西2丁目」に改める。 附 則

この規程は、平成29年1月21日から施行する。